

緊急アピール

子どもの発達を保障する保育の環境の最低基準を守ってください。

2009年10月22日

こども環境学会 会長

仙田 満

臨床育児・保育研究会 代表 汐見 稔幸

私たちは、子どもの豊かな育ちのための環境について研究をしている学会および研究会です。子どものための公園、遊び場、保育所、幼稚園、学校あるいは児童館等の物的環境、子どもの育ちにかかわる人的環境等について、設計、建築の専門家、現場の保育者、教師、遊び場づくりの実践者、環境心理学者、環境保健学者、教育学者等が参加して、子どもの生活と育ちにとってよりよい環境とは何かということの研究し提言等を行っています。

そうした私たちの立場からみて、10月8日首相宛に提出された地方分権改革推進委員会の第三次勧告の内容は、看過できない内容を含んでいると申し上げねばなりません。

保育所の環境が実際にどうあれば子どもの育ちにふさわしいかは、本来国が責任を持って明らかにし、その水準を全国隔々の保育所において確保するために国が努力を費やさなければならないものだと考えます。そのために児童福祉施設最低基準という法がありますが、これは昭和23年に策定されたものであり、その後面積など設備基準については全く改善がありません。

この最低基準が、実際の子どもたちの保育所での生活をきちんと支えるものとなっているかどうか、先頃、私たちの学会メンバーが中心になった研究会メンバーによって調査されましたが、それによりますと、たとえば保育室の大きさは、現行の最低基準では、2歳未満児は子ども一人あたり 1.65 m^2 （乳児室）乃至 3.3 m^2 （ほふく室）以上となっていますが、調査では 4.11 m^2 以上必要という結果になっています。2歳児以上では、現行最低基準は子ども一人あたり 1.98 m^2 以上となっていますが、これも 2.43 m^2 以上が必要という結果になりました。また、同調査で6つの外国の保育基準が調べられ、それと比べると、保育室基準面積の点でも、保育士一人あたりが担当する子どもの数でも、わが国は

低い水準にあることが分かりました。諸外国では「3歳未満児については最大6名、3歳以上児については最大13名」というのが基準で、大きいグループでも15名程度になっています。わが国が年長児では一人の保育士が30名も担当することになっています。

(上記データの出典「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」平成21年3月、全国社会福祉協議会)

このように、現行最低基準は、望ましい保育環境を用意する基準としては必ずしもふさわしいものとなっているわけではないことが、明らかになっています。国は、こうした調査結果を参考に、わが国の保育所環境の改善を行い、環境面からのセーフティネットをつくることが責務になっていると考えます。

しかし、今回の地方分権改革推進委員会の勧告では、この基準を国が設定してそれを守ることを要求する責務をなくし、基準の設定そのものを自治体に移すということが目論まれています。さまざまな行政を地方に委譲すること一般は重要なことと思いますが、それは、一定の基準を国が設定して、それを守るというセーフティネットをきちんとつくった上でのことではなければ、自治体財政次第では、基準が現行よりも低下する可能性が否定できません。勧告には、子どもの育ちを保障するという視点が全くないことが、私たちにはとても気になります。子どもたちは、さまざまな困難を待ち受けているこの日本の将来を担う人材なのです。その初期の育ちをより豊かに保障しようとするのではなく、逆の方に向かう可能性がある施策を採ることは、時代の要請に逆行しているといわざるを得ません。待機児の解消ということはもとより重要なテーマではありますが、数の論理を優先して質の論理を放棄することは、重大な禍根を残すことになりかねないと危惧いたします。

以上の理由により、私たちは、保育所の設置基準までも地方に移譲するという推進委員会の方針に反対せざるを得ません。

新政権が、このあたりの事情を深く理解されて、私たちの要望の意をくんだ施策を展開されることを切に願っております。

以上